

1. 会合名	自主規制規則のあり方に関する検討懇談会（第9回） 議事要旨
2. 日 時	平成22年12月21日(火)午前10時30分～午後0時00分
3. 議 案	1. 中間論点整理を受けた本協会の行動計画について 2. 世界銀行の「証券市場における自主規制」に関するスタディについて 3. 今後の検討の進め方等について
4. 主な内容	1. 中間論点整理を受けた本協会の行動計画について 事務局より、本年6月に取りまとめられた本懇談会の中間論点整理 ¹ を受けた本協会の行動計画（案）について、資料1に沿って説明が行われた後、大要以下のとおり、意見交換が行われた。 （主な意見等） 【行動計画案について（資料1）】 「1. ルールメイキング」について ・ A T C（アヘッドオブザカーブ）とプリンシプル・ベースの関係についての考え方であるが、A T Cの取組みは、将来大きな問題になりそうな点について早期に発見し早期に対応するということで、基本的にはルールに結実するということになると思う。他方でプリンシプル・ベースの考え方については、A T Cとの関係において、どのような整理がなされているものと理解すればよいのか。 → それぞれは、独立した概念であると認識している。A T Cは、明示的ではない問題について、予め把握し対応するということで、その結果としてルール化されることもあると考える。一方、プリンシプル・ベースの考え方は、細かくルールを定めた結果としてそのルールが潜脱されるような事案の発生に備えるため、例えば、プリンシプル条項の導入など、広い意味での考え方をルールに落とし込むという趣旨である。 ・ 各ワーキング・グループ等の議事概要はまだ協会ホームページに掲載されていないが、これから掲載される予定なのか。また、過去の議事概要も掲載いただける予定なのか。 → 本年12月開催分より、可能な範囲で適宜掲載していくこととしたい。 ・ 12月13日から、デリバティブ取引等に係る投資勧誘規制の見直しに伴う規則改正についてのパブリック・コメントの募集²が開始されているが、本件に関する検討の経過が分からず、パブリック・コメントとして意見を出したくても、具体的な意見が書けない。そもそも、協会のホームページにアクセスしないと、パブリック・コメントを募集していることすら分からない。検討の経緯も含めてHPに掲載いただけるとありがたい。

¹ 「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」は、本協会ホームページ（http://www.jsda.or.jp/html/houkokusyo/jishukisei_100630.html）を参照。

² 「パブリック・コメントの募集」は、本協会ホームページ（<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/public/bosyu.html>）を参照。

	「3. ディスクロージャー・情報発信等」について ・ 協会ホームページの構成の見直しはぜひ行っていただきたい。 ・ 投資者への注意喚起（インベスター・アラート）の内容について、未公開株や社債等に関するトラブルの記載はあるが、もっと広く一般的な商品についても記載を増やし、トラブルになっている事案なども掲載してほしい。 → 投資者への注意喚起（インベスター・アラート）の発信を行うに当たっては、分かりやすい表現を用いることを心がけている。外部の方からのご意見なども踏まえながら、適宜修正を行っていきたいと思う。 ・ 実際にまだ投資を行っていない人が詐欺被害に遭うことが多いと思う。もっとメディアでの広報活動を充実させることも必要ではないか。 「5. 自主規制機関（金融商品取引業協会）への加入義務付け」 「6. 自主規制規則と独占禁止法との関係」について ・ 本年6月に取りまとめた中間論点整理の検討段階では、不適切な業者を排除するために自主規制機関への加入義務付けを行うべきという意見があったと思うが、行動計画の「中間論点整理の内容」欄にもその旨を記載してはどうか。 ・ 協会員に対しては、行政及び日証協が二重で検査（監査）しているという状態である。自主規制機関への加入を義務付けることで、一元的に検査（監査）ができると思われる。 ・ 一義的には、自主規制機関への強制加入とするのか、しないのかといった議論ではないと考えている。証券会社は、投資者保護基金への加入が強制されていることで、実質的な意味で、自主規制機関にも加入が強制されているようにも考えられる。業界に投資者保護基金というセーフティーネットがあるから、自主規制機関にも加入するというような関係もあるのではないか。一方、例えば、証券C F D取引等（店頭デリバティブ取引）は、投資者保護基金の補償対象ではないので、業界にセーフティーネットがない。この辺りのセーフティーネットに差異がある現状を踏まえ、その整合性なども鑑みながら、実効性が伴うようなかたちになるような検討を行っていただければよいのではないかとと思われる。 【別紙2】 ・ 「1. フォワード・ルッキング・アプローチ」の2段落目に、「投資者からの相談・苦情等」とあるが、相談という表現は軽くとられることもあるため、例えば「あっせん・紛争等」といった表現を盛り込んでいただきたい。
--	--

3 「「証券投資についてのアンケート」の調査結果」は本協会ホームページ（http://www.jsda.or.jp/html/chousa/newdev_kon/101216kekka.html）を参照。

【その他】

- ・ 証券取引等監視委員会の検査結果や判例等で、販売する事業者側が商品の特性を理解していないという指摘があり、非常に大きな問題であると感じている。その問題について、協会としてどう対応するのかについても盛り込んでいただけるとありがたい。
- ・ 日証協が業界を代表して当局と協議し、法令解釈のQ&A等を発出していただくことをご検討いただきたい。
 - 現状においても、例えば、「投資信託等の目論見書に関するQ&A」を作成し、ホームページ等で公表している。今後も、協会員の実務の参考に資するよう、必要に応じてQ&A等を作成し、公表していきたいと思う。
- ・ 消費者に対して、自主規制をもっと理解していただくため、例えば、消費生活専門相談員に対してや、各地で行われている関係するセミナー等において、もっと分かりやすく協会の取組みをご説明いただけるとありがたい。
- ・ 自主規制規則の定期的な見直しについてであるが、自主規制規則については、証券取引等監視委員会の検査マニュアルの内容に準じた筋立てとし、1年に一度見直しを行うこととしてはどうか。その際は、どこを見直したかが一覧できるかたちにすべき。
- ・ 検査マニュアルは、法令でもないし、自主規制規則でもない。自主規制規則の検査マニュアル化は厳しいのではないか。

2. 世界銀行の「証券市場における自主規制」に関するスタディについて

事務局より、世界銀行が作成した「証券市場における自主規制に関するスタディ」について、資料2に沿って説明が行われた後、大要以下のとおり、意見交換が行われた。

(主な意見等)

- ・ 今回、議案としてこのレポートを出された趣旨が分からないのだが、自主規制機関が必要であるということを言っているのか。
 - レポート全体では、やはり自主規制は必要であるということを述べている。複雑な市場ほど、政府だけでは適切に規制を課すことができないということであると思う。
 - IOSCO（証券監督者国際機構）のSROCC（自主規制機関諮問委員会）においても自主規制に関して大きな議論がなされていたため、今回、本レポートをご紹介させていただいた次第である。金融危機後の状況を踏まえ、監督当局以外による規制の効果（自主規制のあり方など）について、世銀やIMFが参考とするため取りまとめたものである。

	3. 今後の検討の進め方等について 事務局より、残された検討課題への対応（資料3参照）について、大要以下のとおり、説明が行われた。また、資料4に沿って、「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」の設置要綱等や同懇談会が実施したアンケート調査報告書³等について、説明が行われた。 （残された検討課題への対応（資料3）） ①「自主規制機関（金商業協会）への強制加入」や「自主規制と独禁法との関係」については、外部委託し、研究会を立ち上げてそちらで検討を進めていくことでどうか。 ②「投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進」「自主規制の広報活動」等は、本年9月に設置された「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」における検討テーマと重複する可能性があることから、しばらくは同懇談会の検討状況を注視することでどうか。 ③「規則体系の見直し」の課題は、本協会にワーキングを設置し、議論することによってどうか。 本件については、特段のご異論などがなかったことから、上記のとおり、対応することとなった。 なお、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」を受けた本協会の行動計画（資料1）の進捗状況や、残された検討課題への対応状況は、適宜、事務局より、本懇談会の委員に説明していくこととされた。 ※ 本文中の「→」は、意見・質問に対する事務局の回答を示す。
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	日本証券業協会 自主規制企画部（03-3667-8470）